２０２５年４月

２０２５年度ボランティア活動助成金申請要項

１　目的

ボランティア活動助成金は、ボランティア活動に関わる経費の一部を助成することで、社会的に有為な活動を奨励するものです。

２　助成対象者

本学の正規学部生および大学院生

３　助成対象となる活動

・災害ボランティア活動助成（タイプⅠ）
・その他のボランティア活動助成（タイプⅡ）

詳細は、各タイプ別「助成項目詳細」（別紙）のⅠ－１、Ⅰ－２、Ⅱ－１、Ⅱ－２をご参照ください。

４　支給額等

別項の各タイプ別「助成項目詳細」のⅠ－３、Ⅰ－４、Ⅱ－４を参照してください。

※予算の都合上、支給額および基準を変更する可能性があります。

※振込指定口座は、本人名義のものに限ります。

５　申請方法及び必要書類

別項の各タイプ別「助成項目詳細」Ⅰ－８、Ⅱ－３の記載に基づき、必要書類を整えたうえで、下記「７　提出先及び問合せ先」に提出してください。

※必要書類の作成は、パソコン（Ｗｏｒｄ等）での作成を可とします。手書きの場合は、黒のボールペン（消えるタイプのペンは不可）を使用してください。

６　申請受付期間

災害ボランティア活動助成（タイプⅠ）、その他のボランティア活動助成（タイプⅡ）
いずれも、２０２５年４月１日（火）～２０２６年２月２７日（金）

※１　２０２６年２月２８日（土）以降の活動に関わる助成金申請を希望する場合は、上記の期間中に事務室窓口にご相談ください。

※２　書類作成上の不明な点がある際は、事前に下記問い合わせ先に相談のうえ、受付期間中に申請してください。

※３　予算に限りがあるため、予算上限に達した場合には、申請受付期間内であっても早期に締め切る可能性があります。その場合は、本学ボランティアセンターの HP に掲載します。

※４　同一年度内に、「タイプⅠ」と「タイプⅡ」の両方を申請する場合、異なる活動であることが条件です。同一の活動に対して、両助成金を重複して申請することはできません。

７　提出先及び問合せ先

◆駿河台ボランティアセンター（リバティタワー３階　学生支援事務室内）
TEL：03-3296-4221　E-mail：mvcsurug@meiji.ac.jp
月～金曜日　9：30～17：00

◆和泉ボランティアセンター（第一校舎地下１階）
TEL：03-5300-1470　E-mail：mvcizumi@meiji.ac.jp
月～金曜日　9:00～17:00

◆生田ボランティアセンター（学生会館２階）
TEL：044-934-7547　E-mail：mvcikuta@meiji.ac.jp
月～金曜日　9：00～17：00、土曜日（不定休）8：30～12：00

◆中野ボランティアセンター（低層棟３階　中野教育研究支援事務室内）
TEL：03-5343-8058　E-mail：mvcnaka@meiji.ac.jp
月～金曜日　9：00～17：30、土曜日　9：00～12：30

助成項目詳細　　**災害ボランティア活動助成（タイプⅠ）**

「【別表】カテゴリー分類表」の「復興支援」に該当する活動のみ、活動にかかった費用の一部を助成します。

Ⅰ－1 対象活動及び条件	助成対象地域：災害救助法が適用されている地域、または自治体が設置した社協等によって災害ボランティアセンターが開設されている地域 **「【別表】カテゴリー分類表」の「復興支援」に該当する活動**で、以下のいずれかの条件を満たすもの。 （1）自治体、NPO 法人などの公的団体が募集するボランティア活動への参加 （2）自治体、NPO 法人などの公的団体が受け入れる、前号以外のボランティア活動への参加 ※自治体、NPO 法人などの公的団体は、公式ウェブサイト等で活動実態が確認でき、信頼性があると認められる団体に限ります。
Ⅰ－2 助成対象とならない活動	以下のいずれかに該当する活動は助成対象外となります。 a　既に本大学から当該活動に対して旅費交通費を受給している学生または学生団体の活動 b　既に受け入れ団体から当該活動に対して旅費交通費を受給している活動 c　受け入れ団体から当該活動に対して旅費交通費を受給する予定のある活動 d　災害救助法が適用されている地域または災害ボランティアセンターが設置されている地域での、復興支援に関わりが薄いと判断される活動 e　自治体や NPO 法人などの公的団体が主催するイベントに、運営ボランティアではなく一般参加者として参加する活動。 f　ボランティア活動以外の目的で行動した場合、または往復途上を外れた場合。 g　旅行業法に基づき、旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている業者が、取り扱う活動。 h　その他、本助成金の趣旨に合致しないと判断される活動。
Ⅰ－3 支給額・基準	活動にかかった費用一部、または実費を助成します。ただし、領収書の提出がない経費は、助成対象外とします。また、ポイント利用等により割引が適用された場合、その分は控除されます。 **【旅費交通費・消耗品費】** ○1人あたり年間３０，０００円を上限とし、ボランティア活動にかかった経費（旅費交通費・消耗品費の合計）のうち、１，０００円未満の端数を切り捨てた額を支給します。 **【ボランティア保険料】** ○1人につき６００円を上限とし、実費を助成します。 ○助成は年度内１回までです。
Ⅰ－4 助成金の対象となる経費	**【旅費交通費】** **（ボランティア活動参加者の宿泊費、交通費／日本国内に限ります）** ・旅費交通費は、住居または大学を出発・帰着地点とし、主なボランティア活動が行われる場所までの合理的な公共交通機関の運賃、および現地での宿泊費が対象です。宿泊費の上限は１２，０００円とし、食事や別途サービスを含む宿泊プランは対象外です。ただし、無料で提供される朝食付きの宿泊はこの限りではありません。

Ⅰ－４ 助成金の対象となる経費 （つづき）	・同一の特急列車に８０㎞以上乗車、または同一の新幹線に１００㎞以上乗車する場合、その特急料金も助成対象となります。 ・高速バスやツアーバスを利用する場合は、他の公共交通機関と料金や利便性を比較して利用を決定してください。 ・旅行会社等に支払う手配手数料やキャンセル料などは自己負担とします。 ・北海道、四国、九州、沖縄地域および離島での活動に限り、エコノミークラスの航空券実費を助成します。（クラスＪ等、エコノミークラスより高額なクラスは利用不可。）その他の地域での航空利用は、鉄道利用よりも経済的であることを証明できる場合に限り対象となります。 ・ボランティア活動が実働２日以上の場合は、宿泊費も助成対象とします。実働１日の場合、当日中に帰宅できない場合に限り後泊の宿泊費が対象となります。 ※前泊の宿泊費は、自宅を午前６時以前に出発しないと現地に到着できない場合に限り助成します。 ※不必要な前泊及び延泊は避けてください。ボランティア活動以外の目的で行動した場合、または往復途上を外れた場合、ボランティア保険の補償はその時点で終了します。 **【消耗品費】** **（災害ボランティア活動に必要な装備に関わる消耗品の購入に限ります。）** 〇経費として認められるものは以下のとおりです。 ・ヘルメット、ヘッドライト、防塵ゴーグル、防塵マスク、ミニマグライト、ウエストポーチ、金具入り安全靴、踏み抜き防止鉄板入り長靴、踏み抜き防止インソール、布ガムテープ、革手袋、厚手で長めのゴム手袋、上下別雨具、ミニ応急セット、とげぬき、その他類似するもの。 **【ボランティア保険料】** （災害ボランティア活動を行う学生が、自治体の社協等を通じて、天災コースに加入した場合に限ります）
Ⅰ－５ ボランティア保険について （加入必須）	ボランティア活動中には、万が一のケガをしたり、他者を傷つけたり、物を破損したりする可能性があります。活動の期間や難易度に関わらず、必ず事前に「ボランティア保険（天災コース）」に加入してください。この保険は最寄りの社会福祉協議会を通じて加入できます。 ※「ボランティア保険（天災コース）」は、地震、噴火・津波によるケガも補償しますので、「基本コース」ではなく、必ず「天災コース」に加入してください。 ◆ボランティア保険のご案内
Ⅰ－６ 注意事項	・領収書は１名ずつ本人宛に発行してください。複数人で１枚の領収書を共有することはできません。 ・誤記を修正する際は、二重線を引き訂正印（朱肉印）を押してください。修正液及び修正テープは使用しないでください。 ・２月２８日以降の活動を予定している場合は、事前にご相談ください。

Ⅰ－7 その他	【様式2】ボランティア活動助成金申請書に記載された「活動に参加した感想」は、明治大学ボランティアセンターのホームページや活動報告書等で紹介されることがあります。
Ⅰ－8 必要書類	≪活動前≫ □ 活動日の２週間前までに、以下の書類をボランティアセンターに提出してください。（メール提出可） ・【様式1】災害ボランティア活動届出書 ・活動内容がわかるボランティア募集要項やホームページの記事等 □ ボランティア保険に加入してください。 □（申請する場合）消耗品費及びボランティア保険料の領収書を取得してください。 ≪活動中≫ □ ボランティア活動を実施する □【様式5】災害ボランティア活動証明書（受入先の書式でも可）を、受入先の担当者に記入してもらってください。 □ 旅費交通費の領収書を取得してください。 ≪活動後≫ □ 活動終了後、速やかに以下の書類をボランティアセンターに提出してください。活動終了日から１カ月以内に書類を提出しない場合は、助成が受けられませんのでご注意ください。なお、活動期間が２月末までの場合、提出期限は３月１３日（金）厳守とします。 ・【様式2】災害ボランティア活動助成金申請書 ・【様式3】災害ボランティア活動助成金 領収書（原本）提出用の表紙 ・【様式4】ボランティア活動助成金振込口座届 ・【様式5】災害ボランティア活動証明書（受入先の書式でも可） ※複数人で活動を行った場合、代表者が原本を提出すれば「参加者名簿」に記載された他の者は本書式の提出は不要です。） ・振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー（A4用紙）
Ⅰ－9 助成金振込み	「【様式4】ボランティア活動助成金振込口座届」に記入された個人口座に振込みます。上記【様式2～5】の提出後、1～2か月程度での振込みを予定しています。ただし、書類に確認事項や不備がある場合は振込みが遅れることがあります。なお、振込完了の連絡はいたしません。

助成項目詳細　**その他のボランティア活動助成（タイプⅡ）**

Ⅱ－１ 対象活動 及び条件	○ボランティアセンター運営委員会が認めるボランティア活動
Ⅱ－２ 助成金の対象 となる経費	**【消耗品費】** ○ボランティア活動（※）に直接関わる消耗品であること。 **【ボランティア保険料】** ※上記のボランティア活動を行う学生が、自治体の社協等を通じて、ボランティア保険に加入した場合に限ります。
Ⅱ－３ 必要書類	**（１）その他のボランティア活動助成金申請書【様式 6】** **（２）ボランティア活動助成金振込口座届【様式 4】** **（３）振込口座の通帳又はキャッシュカードのコピー（A4 用紙）** **（４）領収書（本人宛・原本）※金額明細及び内訳明細が明記されているもの。**
Ⅱ－４ 支給額・基準	**【消耗品費】** ○１人につき５，０００円を上限とし、ボランティア活動に支出した経費の実費を給付します。 ○助成は年度内１回まで。 **【ボランティア保険料】** ○１人につき６００円を上限とし、実費を支給します。 ○助成は年度内１回まで。
Ⅱ－５ ボランティア 保険について （加入推奨）	ボランティア活動中には、万が一のケガをしたり、他者を傷つけたり、物を破損したりする可能性があります。活動の期間や難易度に関わらず、事前に、「ボランティア保険」への加入を推奨します。この保険は最寄りの社会福祉協議会を通じて加入できます。 ※「ボランティア保険」には、「基本コース」と「天災コース」がありますが、当該年度内に、災害ボランティア活動を検討している学生は、地震・噴火・津波によるケガも補償される「天災コース」への加入を推奨します。 ◆ボランティア保険のご案内
Ⅱ－６ 備考	○経費として認められる消耗品の例： （例１）清掃ボランティアの場合：清掃用トング、ほうき、ちりとり、ゴミ袋、軍手等 （例２）植樹ボランティアの場合：スコップ、軍手等 ※「タイプⅠ　災害ボランティア活動助成」の申請を行った、または申請予定の活動については、「タイプⅡ　その他のボランティア活動助成」の助成対象とはなりません。